

## 黒石市教育委員会訓令第2号

黒石市立学校職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成28年3月25日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

### 黒石市立学校職員安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、職員の安全、衛生及び健康管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 黒石市立学校設置条例（昭和39年黒石市条例第27号）に規定する学校をいう。
- (2) 職員 学校に勤務する職員をいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、校長その他職員の安全及び衛生に関する事項に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

(衛生推進者)

第5条 学校に労働安全衛生法第12条の2に規定する衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、校長が、業務を担当するために必要な能力を有すると認められる所属職員のうちから選任する。

3 校長は、衛生推進者を選任したときは、速やかに衛生推進者選任報告書（様式第1号）により、教育長に報告するとともに、当該衛生推進者の氏名を見やすい箇所に提示する等により職員に周知しなければならない。

4 衛生推進者は、校長の指揮を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 衛生上の公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること。

（職場環境の維持管理）

第6条 校長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（健康管理医）

第7条 職員の健康の保持増進を図るため、健康管理医を置く。

2 健康管理医は、医師である者のうちから教育委員会が選任する。

3 健康管理医は、次に掲げる事項のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

- (1) 職員の健康管理に関すること。
- (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

4 健康管理医は、前項に規定する事項について、教育長に対して勧告し、又は校長に対して指導し、若しくは助言することができる。

（健康相談）

第8条 健康管理医及び校長は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導及び助言を行わなければならない。

（健康の保持増進のための措置）

第9条 校長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の厚生活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（健康診断）

第10条 職員に対して行う健康診断は、学校保健安全法第15条から第17条に定めるところによる。

(健康診断の周知等)

第11条 教育長は、健康診断を行うときは健康診断の実施細目、実施期日等を校長に通知する。

2 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を周知するとともに、職員が健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

3 職員は、速やかに当該健康診断に相当する機関で健康診断を受けなければならない。

(定期健康診断を受けなかった者の取扱い)

第12条 職員は、第10条の規定による健康診断を受けなかったときは、医療機関の診断を受け、当該診断書を校長に提出しなければならない。

(健康診断の免除)

第13条 第10条の規定による健康診断実施の際、現に当該健康診断の検査項目に係る疾病を治療中の者又は当該疾病について医師の管理を受けている者については、当該健康診断の検査項目の受診を免除することができる。

(面接指導)

第14条 校長は、労働安全衛生規則（昭和33年文部省令第18号）第52条の2第1項で定める要件に該当する職員又は健康相談において高ストレスであり医師による面接指導が必要であると判断された職員から面接指導の申出があった場合は、当該職員に対し、労働安全衛生法第66条の8に規定する健康管理医による面接指導を行わなければならない。

2 校長は、前項により面接指導を実施する場合は、事前にその内容、対象となった職員について面接指導実施報告書（様式第2号）により教育長に報告するものとする。

3 校長は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、遅滞なく健康管理医の意見を聴かななければならない。

4 校長は、当該健康管理医の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

5 校長は、第1項の規定による面接指導、医療機関の受診の勧奨等心身疾患防止のため適切な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 職員の健康管理業務に従事する者は、業務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

衛生推進者選任報告書

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

学 校 名

学校長名

黒石市学校職員安全衛生管理規程第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

選任年月日	年 月 日	職員数	男	女	計
職 名					
氏 名					

様式第2号（第14条関係）

面接指導実施報告書

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

学 校 名

学校長名

黒石市学校職員安全衛生管理規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり該当職員に対し面接指導を実施するので報告します。

記

職 種	氏 名	面接指導理由